

内 容

講座は5日間、全9回コースです。(7回以上の出席者には修了証をお渡しします)
経営・販路・財務・人材育成の4つのテーマについて学び、ビジネスプラン作成を目指します。

日 程		テーマ	内 容	講 師	
1	9/29(土)	午前	経営とは何をすることか	経営の全体像について 創業する前に必要なもの	中小企業診断士 時山 正氏
2		午後	作戦立案の基本	失敗しない為の作戦 作戦の立て方を学ぼう	中小企業診断士 時山 正氏
3	10/6(土)	午前	顧客と競合を知る	顧客ニーズの把握の方法 競合調査のポイント	中小企業診断士 時山 正氏
4		午後	売るためのシステム	売る為に必要なシステム 効果的なプロモーション	中小企業診断士 時山 正氏
5	10/13(土)	午前	資金調達の考え方と方法	事業開始に必要な資金の算定方法 資金調達の様々な方法と違い	中小企業診断士 時山 正氏
6		午後	資金管理の基礎	決算・確定申告の仕組み 資金の動きと管理方法	中小企業診断士 時山 正氏
7	10/20(土)	午前	売上計画と利益計画	売上・支出の予測方法 計画作成の方法	中小企業診断士 時山 正氏
8		午後	ビジネスプランの作成	ビジネスプランの内容 ビジネスプランの作成方法	中小企業診断士 時山 正氏
9	10/27(土)	午前	記帳・労務管理について	日々の記帳の方法 従業員雇い入れに必要な知識	税理士・社会保険労務士 大野 晃 裕氏

優遇措置

認定特定創業支援等事業を受けたことによる優遇措置の一部

土岐市創業支援補助金制度について、その他の優遇措置や対象者などの詳細は、土岐市役所 HP をご覧ください。
創業者とは・・・事業を営んでいない方が土岐市で事業を開始、または新たに会社を設立し事業を開始すること。

対 象	補助内容	補助金額・補助期間
利子補給	市小口融資等の創業資金の借入れを受ける方に対する補助。	補助期間内に払った利子の額以内、年額 100 万円を上限とする 借入期間の3分の1以内、最長3年間
家賃補助	店舗等を第三者から賃借し、出店しようとする方に対する補助。	補助期間内に払った家賃額の30%以内、年額100万円を上限とする 最長3年間
出店補助	対象地域に土地・家屋を取得して出店される方に対する補助。新築以外に中古取得も対象。	対象店舗の土地、家屋の固定資産税(都市計画税を含む)相当額の2分の1以内 新築の場合、最長5年間 中古の場合、最長3年間

申 込

下記申込書を切らずに FAX してください。
電話でも受付いたします。(☎54-1131)

FAX: 54-1188

土岐商工会議所 行

土岐創業塾申込書

住 所	〒 ー		TEL	
フリガナ氏名			FAX	
すでに開業している方のみ記入	業 種		創業年月日(予定日)	年 月 日
	事業所名			

※ご記入いただいた情報は、講師へ渡す名簿の作成や当所からの連絡・情報提供の為に利用します。